

プレゼンテーション及びヒアリング実施要領
(旧健武小学校貸付に関する公募型プロポーザル方式)

1 趣旨

本要領は旧健武小学校貸付に関する公募型プロポーザル方式において、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に必要な事項について定めるものとする。

2 対象者

旧健武小学校貸付に関する公募型プロポーザル方式におけるプレゼンテーション及びヒアリングは、同募集要項の企画提案書を提出をした者を対象に実施する。

3 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日時

令和8年5月12日(火) 時間は応募者に個別に連絡する。

(2) 場所 役場204会議室

(3) 出席者 計5名以内の出席とする。

(4) 実施方法

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、参加申込者がプレゼンテーションを行った後、審査員がヒアリングを行う。
- ② プレゼンテーションの際に用いることの出来る資料は、要項に定める申込提出書類の範囲に限るものとする。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。
- ④ プレゼンテーションは15分以内、審査員によるヒアリングは15分以内とする。

(5) 留意事項

- ① プレゼンテーションにあたっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。
- ② 機材について、パソコン及びプロジェクターは事務局で用意する。データについては5月7日(木)までに事務局まで提出すること。
- ③ プレゼンテーション時の投影においては、予め提出した提案書の内容以外の投影を禁止とする。
- ④ プレゼンテーションは事務局進行役の指示に従い実施するものとする。

プロポーザル担当窓口

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭555

那珂川町総務課管財係

電話：0287-92-1111

FAX：0287-92-2406

メール：kanzai@town.tochigi-nakagawa.lg.jp